

< 受審要件の定義変更について >

現行の受審要件

医療を総合的に提供している病院、かつ、第三者機関による認証(※)によって病院機能が評価されている病院

※ 「公益財団法人 日本医療機能評価機構」による「病院機能評価」
もしくは「Joint Commission International」による「Accreditation Standards For Hospitals」

平成 28 年度 4 月 1 月以降の受審要件

第三者機関による認証制度(※)によって医療施設機能が評価されている病院または健診施設

※ 次の条件を満たす認証制度で、かつJMIP認証審査会が適切であると判断したもの。

- (1) 病院または健診施設の医療機能を評価する評価項目を定めている。
- (2) 所定の研修カリキュラムによって養成された調査員により、評価項目に沿った調査(実地調査を含む)が実施されている。
- (3) 調査結果に基づき、第三者からなる認証審査機関によって認証の是非が審議されている。

- (例) ① 病院機能評価(日本医療機能評価機構)
② Accreditation Standards For Hospitals(Joint Commission International)
③ ISO9001/14001
④ 臨床研修評価(卒後臨床研修評価機構)
⑤ 人間ドック健診施設機能評価(日本人間ドック学会)